第4 基本的な施策と具体的な取組み

本章は、第2次北九州市いきいき長寿プランから認知症施策に関するものをまとめたものです。

《いきいき長寿プランにおける本市オレンジプランの「基本的な施策」の位置づけ》

	オレンジプラン	
	基本的な施策1~6	基本的な施策フ
いきいき 長寿プラン	目標② 高齢者と家族、地域がつながり、 支え合うまち 施策の方向性 2 総合的な認知症対策の推進	目標③ 住みたい場所で安心して暮らせるまち 施策の方向性3 権利擁護・虐待防止の充実・強化

(基本的な施策1)

1 認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。このため、市民一人ひとりが認知症への理解を深め、認知症は誰にとっても身近な病気であることを社会全体で確認しあい、認知症の人やその家族を地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。これらの取組みは、地域の一員として自分自身が安心して暮らしていくためにも重要であり、そのためには、全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが必要です。

< 1-1 認知症の正しい知識の普及促進>

認知症に関する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指し、それに達成した後も一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの養成にあたっては、これまでと同様に地域で見守り活動をしている自治会等に加え、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員、さらに、人格形成の重要な時期である子ども、学生に対して、養成講座の受講を積極的に勧奨し、より多様な認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

<1-2 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進>

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

そこで、認知症サポーターは、できる範囲で手助けを行い、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

また、認知症サポーターがそのような活動に積極的に参加する動機付けのあり方についても併せて検討していきます。

<1-3 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築>

認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を考える きっかけとなり、また、多くの認知症の人に希望を与えることができると考えられま す。

そこで、認知症の人に、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへ協力する機会や、認知症啓発に関するイベントで自らの言葉で自身の思いなどを発信する場を設け、認知症になっても希望を持って前向きに暮らしている姿を積極的に発信していきます。

No.	新たな取組み	概要
69	認知症の人が情報を発信できる場の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症啓発月間などに開催する認知症啓 発に関するイベントで、認知症の人が自 らの言葉で自身の思いなどを発信する場 の構築に努めます。



(認知症講演会チラシ)

No.	継続する取組み	概要
70	認知症サポーターの養成等 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。 また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーター
71	認知症に関する啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、認知症啓発月間による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。
72	認知症地域支援推進員の配置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、地域・医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	認知症行方不明者への対応	(再掲 No.80)

(基本的な施策2)

2 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人が少しでも早く必要な医療や介護サービス等につながることが大切です。認知症の早期発見・早期対応では、本人のみならず家族や周囲の人たちも認知症を正しく理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくとともに、より身近な地域にある医療機関や介護事業所なども、認知症の人に最初に接する相談窓口としての意識を持つことが重要です。

このため、認知症の発症予防や発症初期から急性増悪時など、容態の変化に応じた本人主体の医療・介護体制を構築することができるよう、地域での重要な社会資源である保健・医療・福祉・介護の関係機関や専門職の有機的・包括的な連携を推進します。さらに、市民に対する認知症の正しい理解を広げていくとともに、医療・介護従事者等の専門職がこれまで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成に取り組みます。

<2-1 認知症の早期発見・早期対応>

本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族の受診への抵抗感を軽減できるよう、平成12 (2000) 年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」を設置す

るとともに、かかりつけ医等の認知症対応力の向上による早期発見から早期対応までスムーズに行える医療・介護の連携体制の構築に取り組んでいます。さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の一層の強化にも取り組みます。

<2-2 地域での生活を支える医療・介護体制の構築>

認知症の人の地域での生活を支えるためには、適時・適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。本市では、認知症の発症初期から、状況に応じた、医療と介護が一体となった支援体制の構築に取り組んでいます。

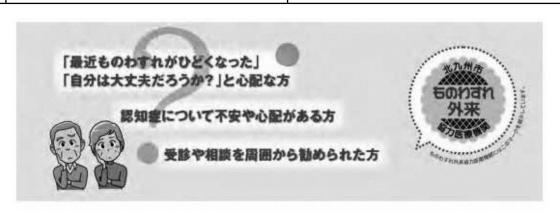
今後も、より身近なかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るとともに、医師会と協力して、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療など、継続した医療・ケア体制の構築に取り組んでいくとともに、地域包括支援センターや介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター、初期集中支援チーム等の関係者が有機的に連携できる体制づくりに取り組んでいきます。

<2-3 医療・介護サービスを担う人材育成>

保健・医療・福祉・介護の専門職であっても、医療機関や介護保険施設等の中には、合併症等を有する認知症の人への対応に苦慮することがあります。このため、早期発見・早期対応だけでなく、適切な医療・介護サービス提供のため、専門職などの医療従事者に対する認知症対応力向上研修や、認知症介護の指導的立場の人や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
73	認知症初期集中支援チームの設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても本人の意思が尊重され、 できる限り住み慣れた地域で暮らし続け られるために、認知症の人やその家族に 早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向 けた支援体制の構築を目指します。
74	認知症サポート医の養成 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の専門医であり連携の推進役でも ある「認知症サポート医」を養成するとと もに、気軽に受診できる専門外来として

		「ものわすれ外来協力医療機関」を設置し、 地域や関係者が有機的に連携し、認知症 の早期発見・早期対応を目指します。
75	認知症疾患医療センターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。
76	認知症対応力の向上のための 研修の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局介護保険課)	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図ります。また、病院勤務者や歯科医師、薬剤師等に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を習得すること等を目的とした研修を行います。認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。



(基本的な施策3)

3 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。また、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人のQOL(生活の質)の改善にもつながることから、もっとも身近な介護者である家族の精神的・身体的な負担を軽減することが重要です。また、高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者が今後増加していくものと考えられており、介護者の生活と介護の両立を支援していきます。

<3-1 認知症の人を支える家族等への支援>

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。このため、悩み事やつらさなどを分かち合える認知症介護家族交流会や気軽に相談ができる認知症・介護家族コールセンターなど家族への相談支援に取り組みます。

<3-2 認知症の人の安全確保>

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守り体制や認知症の人が自宅から外出して道に迷ってしまった場合の捜索体制が不可欠です。このためには、警察等の関係機関はもとより、地域や企業・団体等と連携して認知症の人の安全対策に取り組む必要があります。このため、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人が行方不明となった想定の捜索模擬訓練の更なる拡大に向けた支援を進めていきます。また、認知症の人が行方不明になった場合には、GPSを利用した位置探索やSOSネットワークシステムによって、行方不明者の早期発見・早期保護につなげる仕組みづくりと安全確保に取り組みます。



<3-3 地域での日常生活の支援>

身近な地域で日常生活を送る上では、認知症の人やその家族が、気兼ねなく立ち寄れる居場所や、ちょっとした相談や悩みを打ち明けられる場が必要とされています。 そこで、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェの普及や認知症カフェ同士の横のつながりができるような施策に取り組んでいきます。

さらに、コロナ禍のような人と人とが集まることが難しい場合における認知症カフェのあり方について検討していきます。

また、各々の認知症の症状に最も適する行政サービスや相談先等の社会資源に加え、 その時々に必要とする情報や認知症の人との関わり方がひとつにまとめられた、認知症 ケアパスを活用し、認知症に関する正しい情報を広めていくよう取り組んでいきます。

※認知症ケアパスとは…

認知症発病予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、という流れをあらかじめ標準的に示したものです。本市では、認知症ケアパスや認知症施策を一つにまとめた『北九州市「認知症を学ぶ」ハンドブック~北九州市認知症ケアパス~』を作成しています。

No.	新たな取組み	概要
77	認知症カフェのあり方の検討 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	コロナ禍を契機とした認知症カフェにおける感染症対策や、人と人とが集まることが難しい場合の認知症カフェのあり方を検討します。また、認知症カフェ同士のつながりの強化に向けた取組みを実施します。
No.	継続する取組み	概要
78	認知症介護家族交流会の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催します。
79	認知症・介護家族コールセンターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族がかかえる不安や 悩みなどを気軽に相談できるよう、認知 症介護経験者等が対応するコールセン ターを設置し、認知症の人や介護する家 族等への精神面での支援を行います。
80	認知症行方不明者への対応 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、行方不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図ります。また、万一、行方不明になったときに、家族などが位置情報を探索できるよう認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくサービスを提供します。

		認知症の人等が行方不明になったと想定して、地域住民と関係機関が行方不明者を捜索する訓練を住民主体で実施します。 認知症地域支援推進員と連携しながら、 それぞれの地域の独自の特色を生かして 行います。
81	認知症カフェの普及 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及啓発及び活動支援を行います。 【認知症力フェ実施箇所数】 R1年度:25か所→R5年度:50か所
82	高齢者見守りサポーターの派遣 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症などの高齢者を介護している家族 の精神的・身体的負担を軽減するため、 研修を受講したボランティアが、見守り や話し相手のため、高齢者の自宅を訪問 します。
83	認知症等身元不明者の一時保護 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	保護された高齢者等が、認知症などにより身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ります。
84	認知症介護家族教室の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護する家族が、認知症や 介護に関する知識を得て、同じ体験をし ている家族との交流を深めながら、介護 方法について考えていくための教室を開 催します。
再	認知症地域支援推進員の配置	(再掲 No.72)



(令和元年度 永犬丸地区捜索模擬訓練)



(令和2年度 高須地区捜索模擬訓練(図上訓練))

(基本的な施策4)

4 認知症予防の充実・強化

一般的に、加齢に伴って、一度習得した認知機能(記憶力・判断力)は徐々に低下していきます。認知症とはこの一度習得した認知機能(記憶力・判断力)が、著しく低下し、日常生活に支障が生じるようになった状態をいいます。高齢期に認知機能(判断力・記憶力)が低下する原因は、加齢や脳の機能を使わないことによるもの、病気によるもの等があります。しかし、全ての人に認知症の症状が現れるわけではありません。

また、認知症ではないものの、まったく健康な状態でもない、その中間にある状態を「軽度認知障害(MCI)」といいますが、「軽度認知障害」は、そのまま認知症に進行する場合や改善・維持できる場合があり、この段階で認知症を予防するための取組みを行うことが大切です。

<4-1 市民の予防に関する知識と意識の向上>

認知症予防については、現時点において、「こうすれば認知症にならない」といった科学的な根拠は確立されていませんが、研究の結果、運動の習慣化、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等によって、認知症予防に資する可能性があると示唆されています。

それらの科学的知見を適宜情報収集し、市民に啓発するとともに、地域において高齢者が身近に通える場等の拡充に取り組みます。

<4-2 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進>

認知症を予防するには、正しい生活習慣とともに、脳の血管を守ること、脳の血液 の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることも大切といわれており、 これは、生活習慣病予防、介護予防と同様です。生活習慣病予防や介護予防は、長期 的にみると認知症予防ともいえます。

本市では、生活習慣病予防や介護予防と認知症の支援を一体的かつ総合的に進めていくための拠点として設置した認知症支援・介護予防センターを中心に、さらなる認知症予防・介護予防の取組みを推進します。

No.	継続する取組み	概要
85	生活習慣病予防・重症化予防のための 健康教育の実施 (保健福祉局健康推進課)	生活習慣病予防・重症化予防、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のため、区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために

		個別健康教育を行い、長期的な認知症の予防につなげます。 【開催回数・参加延べ数】 R1年度:1,912回、14,933人 →R5年度:開催回数、参加延べ人数の 増加
再	介護予防・健康づくり教室等の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	(再掲No.41) 運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室を 実施します。また、ふくおか健康づくり県 民運動と連携して、幅広い年齢層を対象に した介護予防・健康づくり事業を行います。
再	介護予防に関する知識の普及啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	(再掲No.42) 介護予防に関する基本的な知識を普及啓発 するため、パンフレット作成、ホームペー ジ運営、有識者による講演会や相談会の開 催等の情報発信を行います。
再	後期高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施 (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局地域福祉推進課)	(再掲 No.44) 本市の高齢者の生活習慣病等の疾病予防・重症化予防や介護予防・フレイル予防を一体的に実施し、市民の健康寿命の延伸を推進します。KDBシステムを活用して、健康課題を分析・把握し、対象者を抽出して、国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護予防事業・フレイル対策を接続させ、福岡県等と連携しつつ、効果・効率的に実施します。 【健診受診者のうち受診勧奨値で未治療・治療中断者割合及び人数】R1:291人(0.2%)→R5年度:基準値より減少
再	高血圧を切り口とした 生活習慣病への対策 (保健福祉局健康推進課)	(再掲No.45) 死亡や重篤な後遺症を引き起こし、医療費・ 介護費の高騰を招く脳血管疾患・虚血性心 疾患の最大の危険因子である高血圧を予防 するため、日本高血圧学会など関係団体と 連携し、定期的な血圧測定、ハイリスク者 への保健指導、減塩の推進など「高血圧ゼ ロのまち」に向けた取組みを推進します。 【国保特定健診受診者のうち高血圧症 (180mmHg/110mmHg以上)の者の割合】 H28年度: 0.92% →R5年度: 0.65%

再	健康マイレージによる健康づくり (保健福祉局健康推進課)	(再掲No.46) 介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康 診査の受診等をポイント化し、そのポイン トを景品と交換することで、健康づくりの 重要性を広く普及啓発するとともに、市民 の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組 みを促進します。 【健康づくりや介護予防のために取り組ん でいることがあると答えた高齢者の割合】 R1年度:62.6% →R5年度:基準値より増加
再	健康診査(がん検診等)の実施 (保健福祉局健康推進課)	(再掲No.47) がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、これら疾患の疑いのある人や危険因子を持つ人をスクリーニングするため、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんなどの各種がん検診や、骨粗しょう症検診、基本健診を実施します。 【がん検診受診率】 H28年度: 2.7%~ 20.1% →R5年度: 10.0%~ 33.0%
再	口腔保健の推進 (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	(再掲No.48) 糖尿病などの生活習慣病の予防・重症化予防と関連のある歯周病の予防や、誤嚥性肺炎の予防に重要な口腔ケア、口腔機能の維持・向上について、普及・啓発し、健康寿命の延伸に重要な歯と口の健康づくりを推進します。 【歯周病と糖尿病の関係を知っている人(40歳以上)の割合】 H28年度:33.2%→R5年度:50.0% 【口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている人(65歳以上)の割合】 H28年度:55.1%→R5年度:70.0%
再	北九州市国民健康保険の 特定健診・特定保健指導の実施 (保健福祉局健康推進課)	(再掲No.49) 北九州市国民健康保険に加入する40~74歳を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者への特定保健指導を実施します。

		【特定健診受診率】 H28年度:35.8%→R5年度:60.0% 【特定保健指導実施率】 H28年度:30.0%→R5年度:60.0%
再	専門職による地域の介護予防活動の支援(保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	(再掲 No.54) 高齢者が要支援・要介護状態になることの 予防(認知症予防も含む)を目的に、地域の 通いの場において専門職による健康教育・ 健康相談を実施するとともに、地域での自 主的な介護予防活動を支援します。 【地域の通いの場における健康教育・ 健康相談・グループ支援の実施箇所数】 R1 年度:46か所 →R5年度:基準値より増加

(基本的な施策5)

5 若年性認知症施策の強化

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症です。

厚生労働省によると「日本医療研究開発機構認知症研究開発事業」(令和 2 (2020)年)において、若年性認知症の有病者数は全国に3.57万人(18~64歳人口10万人あたり50.9人)と推計されています。これを、北九州市の人口により推計すると、市内の若年性認知症者数は、令和 2 (2020)年 3 月末時点で約 260 人となります。

若年性認知症の人については、生活費や教育費などの経済的な問題や、本人や配偶者の親等の介護と重なるなど、若年期特有の特徴があるため、様々な分野にわたる支援を総合的、継続的に取り組んでいくとともに、若年性認知症の人の仕事や介護・障害サービスの利用状況についての実態把握に取り組んでいきます。

推計值:513,962人/10万人×50.9人=約260人

(令和2(2020)年3月31日 18~64歳 人口統計:513,962人)

<5-1 若年性認知症の早期発見・早期診断>

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、本人や 周囲の人が何らかの異常に気付いても受診が遅れることが多いといった特徴があるた め、若年性認知症についての普及啓発を進め、早期発見・早期対応へつなげる必要が あります。

そこで、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのハンドブック等の作成・配布のほか、支援者向け研修会等を開催し、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の促進に取り組みます。

<5-2 若年性認知症の支援体制の強化>

若年性認知症の人の場合、一般的に介護サービスが利用できる年齢(65歳以上)よりも若いことが多く、他のサービス利用者との思いの共有が難しいこと、就労や生活費や子どもの教育費等の経済的な問題、本人や配偶者の親等の多重介護、居場所づくり、社会参加など、その状態や環境に応じて、個別に支援する体制が求められています。そこで、若年性認知症コーディネーターを中心として、若年性認知症の人が発症初期の段階から、その症状、社会的立場、生活環境、本人の意思等に応じた医療や介護サービス・障害福祉サービス、雇用の継続、障害年金の受給、障害者手帳の取得など、適切な支援が受けられるように本人の視点に立った医療、介護、福祉、就労における連携体制づくりに取り組みます。

No.	新たな取組み	概要
86	若年性認知症の実態に応じた 対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症の実態を把握すると共に、若年性認知症の人の支援ニーズを踏まえた支援が提案できるよう、関係機関との連携体制づくりなどの取組みを推進します。
No.	継続する取組み	概要
87	若年性認知症対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症に関するハンドブック等の作成・配布他、若年性認知症の本人や家族を対象とした交流会や支援者向けの研修会等を開催します。
再	認知症サポーターの養成等	(再掲No.70)



(基本的な施策6)

6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

認知症を発症すると、本人や家族は介護をはじめ日常生活で様々な問題を抱えることになります。こうした問題を解決し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、周囲のサポートが必要であり、地域・民間・行政が共通の認識をもち、様々な形で連携を深め、認知症の人やその家族を支援していくことが重要です。

このため、市民や様々な分野の関係者による具体的な連携方策の検討を進めるとともに、あらゆる機会を活用した、多世代にわたって認知症について学ぶことのできる環境づくりの取組みも充実していくことが必要です。また、誰もが認知症とともに生きる可能性があることから、市民一人ひとりが認知症を自分自身の問題と認識することで、認知症に対する理解と支援の輪を大きく広げていくことも重要です。

<6-1 認知症の人やその家族の視点の重視>

これまでの認知症施策は、ともすれば、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったことから、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発を進めるほか、認知症の人が希望を持って生きていくことができるように、初期段階でのニーズ把握やいきがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

<6-2 協働の取組みの推進>

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して、地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

このため、地域住民や医療・介護関係者はもとより、小中学校をはじめとする教育機関や企業等に対しても予防も含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、企業等に対しては認知症の家族を介護している従業員への理解と支援の必要性についての啓発に取り組みます。

また、認知症等による行方不明者の捜索に関しても、個人情報の取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等が一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
88	認知症対策のための連携体制の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体(オレンジ会議) を設置し、地域・民間・行政等が協働して、 認知症を地域全体で支える体制を構築しま す。



(令和元年度 オレンジ会議)

(基本的な施策7)

7 権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症などの精神上の障害が理由で判断能力が十分ではない高齢者(以下、「認知症高齢者等」という。)が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民や地域 及び関係機関等との協働により、高齢者の権利を擁護する取組みを更に推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市 民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継 続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

< 7-1 高齢者の権利擁護の推進>

高齢者の権利擁護を推進するため、令和元(2019)年5月に策定した「北九州市成年後見制度利用促進計画」に掲げた「基本的な考え方」を踏襲しつつ、成年後見制度の利用を促進するための様々な施策を継続的に実施します。

具体的には、認知症高齢者等が、成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備を推進します。

(1) 成年被後見人と成年後見人の支援

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任がある ため、精神的なストレスも大きいものがあります。

そこで、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

ア チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。

介護支援専門員 成年被後見人 成年後見人 医療・福祉・地域 介護事業者

成年被後見人と成年後見人を支えるチーム

イ 専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指していきます。

ウ 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を 尊重した身上保護、財産管理を実現するよう、取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

エ 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症等に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

(2) 成年後見制度の利用環境の整備

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、 高齢者福祉等の福祉サービス関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携(以下、「地域連携ネットワーク」という。)の効果的な運用を図るとともに、令和元(2019)年10月に開設した、広報、相談等の機能を担う「北九州市成年後見支援センター」(以下、「中核機関」という。)を引き続き運営し、段階的な機能の充実を図ります。

ア 地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うよう、継続的に取り組みます。

● 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利 擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

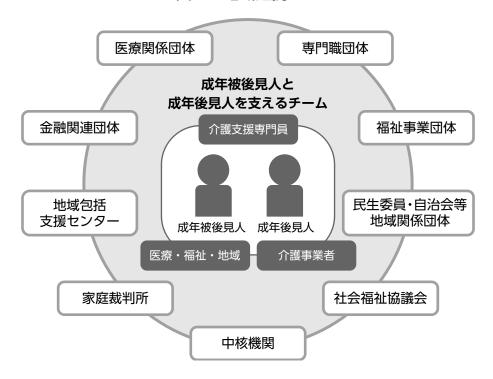
● 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を 含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

● 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。

チームを支える地域連携ネットワーク



イ 中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関は、地域連携ネットワークの中で司令塔的な機能を担いつつ、 下記5つの機能を満たすことを目指しており、段階的な機能の充実及び促進を 図ります。

● 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、 成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効 果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

● 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、 成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

● 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、本人にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、適切な成年後

見人等の選任や、選任後の本人の状況等に応じ必要な見直し(後見人等の交 代など)を行えるよう、受任調整やモニタリングのあり方について、関係機 関と協議、検討を進めていきます。

さらに、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取組みを実施します。

また、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスである日常生活自立支援事業の利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、スムーズな移行を推進します。

● 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

● 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

ウ 関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、北九州市社会福祉協議会(以下、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」という。)、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度(法定後見)においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

No.	新たな取組み	概要
146	成年後見制度の中核機関の機能拡大 による利用促進 (保健福祉局長寿社会対策課)	適切な成年後見人等の選任(受任調整)や 後見人等選任後の状況に応じた必要な見 直し(モニタリング)など、成年後見制度 の利用を必要とする対象者が、より本人 にふさわしい形で制度を利用できるよう、 関係機関と協議、検討を進めます。



(成年後見中核機関の設置)

No.	継続する取組み	概要
147	成年後見制度の利用相談や啓発の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が必要な対象者(認知 症高齢者等で判断能力が十分でない人)の より一層の制度利用を促進するため、制 度の利用に係る相談や啓発を行います。 【成年後見制度相談件数】 R1年度:461件→R5年度:480件
148	成年後見制度の申立て費用等の助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が特に必要であると 認められ、本人や2親等以内の親族等からの家庭裁判所への成年後見等の申立て が困難な場合に、市長が法定後見の申立 てを行うとともに、生活保護受給者など の場合は、その申立て費用や後見人報酬 を助成します。
149	成年後見制度利用促進中核機関の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用を促進するため、広報や相談対応を行うとともに、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携(地域連携ネットワーク)の強化を図る、司令塔的な機能を担う成年後見制度利用促進中核機関を運営します。 【後見人等支援・相談件数】 R1年度:36件(6か月実績) →R5年度:80件
150	あんしん法律相談の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・ 借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラ ブル」など民事・刑事上の法律に関わる問 題について、福岡県弁護士会北九州部会 の協力を得て、各区役所において無料で 法律相談を実施します。

		【相談件数】 R1年度:119人 →R5年度:135人
151	金銭管理や 財産保管サービス等提供の支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、 福祉サービスの手続きや日常生活に必要 な金銭管理サービス、財産保管サービス 等を提供する「権利擁護・市民後見セン ター「らいと」」の事業を支援します。
152	成年後見制度における 市民後見人の育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	「市民後見人」を育成するとともに、「権利 擁護・市民後見センター「らいと」」で法 人後見を実施する等により、育成した「市 民後見人」に対する活動機会の提供を図り ます。また、市民後見人の個人受任によ る後見活動を支援するための相談・支援 体制整備、賠償責任保険の費用負担を行 います。 【市民後見人養成数(累計)】 R1年度:122人→R5年度:145人
再	地域包括支援センターにおける 高齢者の権利擁護にかかる業務	(再掲 No.155)

<7-2 高齢者の虐待防止対策の強化>

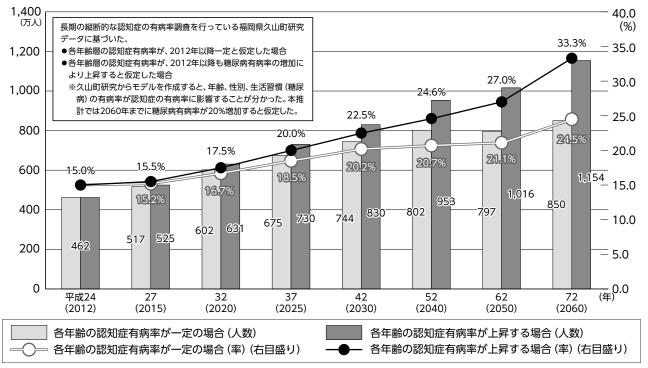
高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

No.	継続する取組み	概要
153	高齢者虐待防止に向けた連携の強化 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センターを中心とした地域 レベル・区レベル・市レベルの三層構造 の虐待防止システムを、弁護士など専門 職と連携を図りながら円滑に運用します。 また、高齢者虐待防止について市民周知 を図ります。
154	高齢者虐待対応職員の質の向上 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センター職員を中心に、高 齢者虐待の対応を行う職員に対し、業務 上必要な法的知識や障害分野など高齢者 分野以外の虐待対応に必要な知識の習得 を図る研修を実施します。
155	地域包括支援センターにおける 高齢者の権利擁護にかかる業務 (保健福祉局地域福祉推進課)	高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。具体的には高齢者虐待の啓発(早期発見・早期対応のための啓発)、高齢者虐待の予防(認知症の行動・心理症状への適切なケア)、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用について、必要な支援や助言を行います。
再	自立支援・重度化防止に向けたケア マネジメント (保健福祉局地域福祉推進課)	(再掲No.112) 地域包括支援センター等において、要支援1・2及び事業対象者に対し、自立ジメ 援及び事業対象者に対し、マネジメント(ケアプラン作成等)を行います。また、適切組みとして、地域ケア会会議やアマネジメント研修の充実を図ります。 【ケアマネジメント研修開催回数】 R1年度:34回→R5年度:基準値より増加(うち、「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント」、「危機管理」等に同けたケアマネジメント」、「危機管理」等ので各区年間1回以上実施) 【地域ケア個別会議】・開催回数 R1年度:318回→R5年度:350回・居宅介護支援事業所の事例 R1年度:94件→R5年度:105件・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 R1年度:全事例→R5年度:全事例

資料編

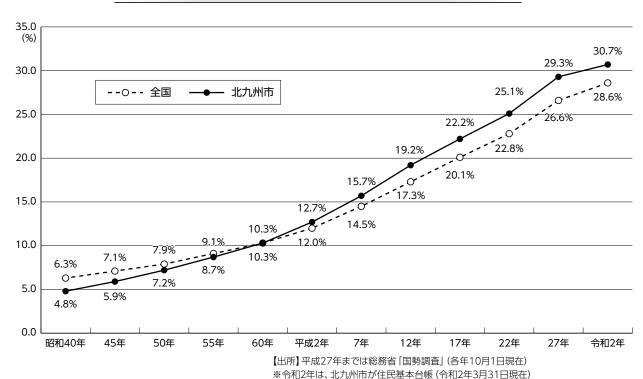
1 65歳以上の認知症患者の推定者数と推定有病率(全国)



資料:「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)より内閣府作成

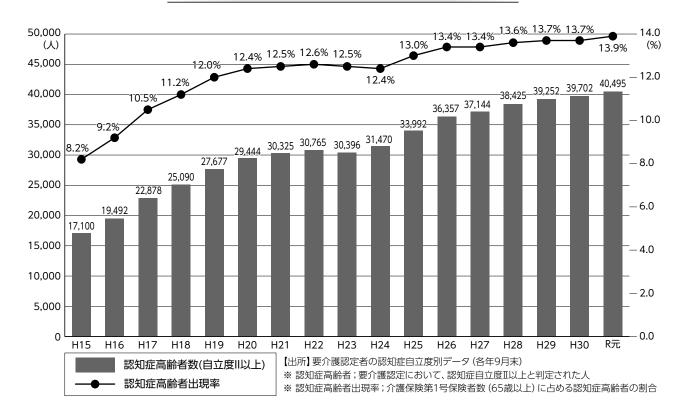
【資料】平成29年版高齢社会白書(内閣府)

2 高齢化率の推移(北九州市と全国との比較)



※ 予和2年は、元/が川が住民基本日候(17和2年3月31日現在) ※全国の令和2年は総務省統計局「人口推計 2020年(令和2年)4月1日現在(概算値)」

3 本市における認知症高齢者数の推移



4 本市における要介護認定者の認知症自立度の状況

要介護度	要介護認定者数	認定者数のうち自立度 以上
要支援1	8,530人	480人
要支援2	9,912人	573人
要介護1	14,770人	12,985人
要介護2	11,089人	8,688人
要介護3	8,117人	6,883人
要介護4	7,483人	6,544人
要介護5	4,676人	4,342人
合計	64,577人	40,495人

【出所】要介護認定者の認知症自立度データ(令和元年9月)

5 認知症支援・介護予防センターの運営に関する連携協定について(H28.4.1)

認知症支援・介護予防センターの運営に関する北九州市と関係団体(下記)との連携協力 協定の締結

- NPO法人老いを支える北九州家族の会
- 認知症・草の根ネットワーク
- 公益社団法人北九州市医師会
- 一般社団法人北九州市歯科医師会
- 公益社団法人北九州市薬剤師会

【概要】

北九州市では市民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域社会の 実現を目指してさまざまな取り組みを進めています。 その中でも社会的な課題となって いる「認知症」と「介護予防」についてさらに力を入れて取り組むため、「北九州市認知症 支援・介護予防センター」を平成28年4月1日に開設しました。

ここでは、認知症の人やその家族の日常生活を支援するとともに、地域での主体的な介護予防活動を総合的に推進する役割を果たすため、認知症の人やその家族、地域で活動する市民の方を中心に、医療などの専門職団体や行政など関係者が思いや志を共有し、力を合わせて認知症や介護予防の課題に取り組んでいきます。

〔連携内容〕

- (1) センターの運営に関すること
 - 認知症の人や介護家族の支援に関すること
 - 認知症の早期発見・早期対応に関すること
 - 認知症高齢者の安全確保に関すること
 - 若年性認知症の人の支援に関すること
 - 軽度認知障害(MCI)に関すること
 - 介護予防の取り組みに関すること
- (2) 医療との連携に関すること
- (3) 福祉・介護に関する団体との連携に関すること

6 「北九州タクシー協会」「福岡県警察」「北九州市」の連携協力協定(H26.11.25)

認知症による徘徊高齢者等の早期発見・早期保護に関する「北九州市」、「北九州タクシー協会」、「福岡県警察」との連携協力協定の締結

【概要】

認知症高齢者が徘徊により所在不明になった場合、その多くは自力で帰宅したり、無事に保護されたりしますが、なかには行方不明のままのケースや死亡発見されるケースもあります。これまでも、本市では認知症の方の安全確保に対する取り組みとして、認知症などによる徘徊行動で所在不明となった場合に、警察をはじめとする行政機関や、交通機関、地域組織が連携協力し、行方不明者の早期発見・早期保護を図る「徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」を各区で実施してきました。

今後、さらなる認知症の方の安全確保に対する取り組みを推進するため、

- 認知症による徘徊行動で所在不明となった高齢者等の早期発見・早期保護体制の充 実(特に夜間の見守り体制の強化等)
- 認知症に対する正しい知識の普及啓発

を目的として、一般社団法人北九州タクシー協会、福岡県警察本部・北九州市内警察署と 本市で連携協定を締結しています。

〔連携内容〕

- (1) 徘徊高齢者等の早期発見・早期保護体制の充実
 - 「徘徊高齢者等ネットワークシステム」にかかる探索依頼、探索解除の情報提供 (関係機関、タクシー運転に従事している従業員に対する無線連絡等)
 - 所属する職員や従業員などに対する、「認知症サポーターメール」への登録推奨
- (2) 認知症に対する正しい知識の普及啓発
 - 所属する職員や従業員などに対する、「認知症サポーター養成講座」の受講推進 等

北九州市オレンジプラン(令和3年改訂版)

(北九州市印刷物登録番号 第2111051B号)

発 行 日:令和3年6月

編集・発行:北九州市保健福祉局認知症支援・介護予防センター

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号

TEL 093-522-8765 FAX 093-522-8773

北九州市保健福祉局